

お客様・関係各位

飯山陸送株式会社
代表取締役 勝山一成

最終処分場における放射能濃度管理について

3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故によって拡散された放射性物質、その影響が広範囲にみられるなかで、『廃棄物』の処理についても例外ではなくその対応・対策が求められております。弊社では、周辺環境の保全と安全対策の更なる徹底を図るため、取り扱う廃棄物の放射能濃度管理についての規定を設けるとともに以下のとおり受入廃棄物の放射能濃度に関する自社基準を設けております。これにより、お客様からお受けする廃棄物に関しましても放射能濃度測定値等による受入の制限を行うこととなりますが、今般の状況おくみ取りいただきご協力ご理解を賜りたく存じます。尚、本基準の算定に当たっては、国の告示及び国際勧告等によって示されている人工放射線年間被ばく限量（1 mSv 以下）及び国の設定基準値（コメの作付制限＝土壌 1 k g 当たり 5,000Bq、埋立基準＝1 k g あたり 8,000Bq）を基に、県及び関係自治体等とも協議の上算出致しております。

同基準につきましては、今後の関連情勢の動静を注視しながら状況に即応した対応と運用を図り、安全で質の高いサービスの提供が出来ますよう努力を重ねてまいります。関係各位におかれましては、今後も変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

記

弊社最終処分場における放射能濃度受入基準

① 長野県中野市 ハサマ処分場（最終処分）

受入可能廃棄物の基準と条件

放射能濃度 4,000Bq/kg 以下（受入総量の平均値が 2,000Bq/kg 以下）

焼却灰については主灰と飛灰をそれぞれに別々に取り扱う

放射能濃度測定値の定期的・継続的な提示

② 長野県下高井郡野沢温泉村 東大滝処分場（最終処分）

受入可能廃棄物基準

放射能濃度 100Bq/kg 以下

焼却灰については主灰と飛灰をそれぞれに別々に取り扱う

放射能濃度測定値の定期的・継続的な提示

※放射能濃度測定値は各核種の合計値

※その他の基準・条件は従来通り以上